

○寒川町立文化福社会館条例

昭和57年3月31日

条例第8号

改正 昭和57年12月23日条例第30号

平成2年9月28日条例第17号

平成9年12月22日条例第22号

平成28年6月17日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町立文化福社会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づき老人福祉の増進を図り、併せて町民の教育文化の向上に資するための施設として、次のとおり寒川町立文化福社会館(以下「会館」という。)を設置する。

名称	位置
寒川町北部文化福社会館	寒川町宮山2820番地の1
寒川町南部文化福社会館	寒川町一之宮八丁目5番20号

(昭57条例30・平2条例17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館を使用する団体の登録の承認に関する業務
- (2) 会館の使用の承認及びその取消しに関する業務
- (3) 会館の使用者の指導及び育成に関する業務
- (4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他会館の管理運営に関して町長が必要と認める業務

(平28条例20・追加)

(使用の承認)

第4条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の使用承認をする場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の使用の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利活動を目的とするとき。
- (3) 建物及び付属設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(平9条例22・一部改正、平28条例20・旧第3条線下・一部改正)

(使用承認の取消等)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他町長又は指定管理者が必要と認めたとき。

(平28条例20・旧第4条線下・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例20・旧第5条線下)

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月23日条例第30号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成2年9月28日条例第17号)

この条例は、平成2年10月29日から施行する。

附 則(平成9年12月22日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月17日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町立文化福社会館条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立文化福社会館条例の規定によつてなされた承認等の処分その他の行為は、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。